

平成 29 年度 第 5 回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	平成 29 年 8 月 25 日(金) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 30 分					
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 14 名 欠席委員 0 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	出
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出
	3	岡添 蔦代	出	10	西崎 梅一	出
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	5	山口 深		6	西口 孝	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 6 名 事務局職員 2 名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	尾崎 光由		推進委員	埜々下 正男	
	推進委員	埜下 浩孝		推進委員	佐藤 恵子	
	推進委員	山本 哲也		推進委員	山下 延夫	
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	松本 仁志	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

平成 29 年度第 5 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から平成 29 年度愛南町農業委員会第 5 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、5 番、山口 深委員と 6 番、西口 孝委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願い致します。 受付番号 9 番、小山 209 番 1 外 2 筆でございます。地目・面積は田・3,785 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 59.8a でございます。 受付番号 10 番、上大道 310 番でございます。地目・面積は田・716 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 87.9a でございます。 受付番号 11 番、御荘平城 2384 番、地目・面積は畑・208 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 49.9a でございます。 受付番号 12 番、御荘菊川 1539 番外 15 筆でございます。地目・面積は田・1,097 m ² 、畑・10,885 m ² で 3 条無償移転でございます。経営面積は 152.3a でございます。 受付番号 13 番、増田 1643 番でございます。地目・面積は田・561 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 101.3a でございます。 以上 5 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長(会長)	只今、事務局より説明がありました。それでは、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。9番お願い致します。
委員	この農地は、〇〇地区の中央部に位置します。〇〇神社の前でございます。圃場整備も完了しております。譲渡人は、農機具は全くございません。農作業は、すべて委託でございます。後継者もございません。譲受人は、経営規模拡大を図るために、農地を買って耕作したい要望があり、両者の話し合いが行われ、話がまとまった次第でございます。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 10番お願い致します。
委員	この地域は、図面のとおりですが、農免道路沿いです。ここは、以前譲渡人がかなり広い範囲で田んぼを所有しておりまして、稲を作っておりましたが、7・8年前だと思うのですが、家から遠いということもあって、上の方の地区に農地を変更してここを譲受人に譲渡したということです。この農地だけが漏れていた可能性が高くて、譲渡人は譲ったものと考えています。地目は田んぼですが、現況は畑にもならないような雑種地になっております。譲渡人もそれを希望しております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)

議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>11番をお願い致します。</p>
委員	<p>この場所は、〇〇小学校の北側で、町営住宅の南側に挟まれた一帯の土地です。この場所自体は20年くらい前から耕作放棄された土地で、樹木は生えていないけど、今なら農地に復旧できるような場所でした。隣接地はそれぞれ家庭菜園的な感じですが、畑として機能しておりました。譲渡人は他県に住まわれていて、こちらの方には帰らないので、譲受人が購入ということで話があったそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>12番お願い致します。</p>
委員	<p>12番については、譲渡人が、後を継いで農業をしております孫に無償譲渡するものです。農地は全て、〇〇坂の国道沿い付近に点在しております。一筆現況が宅地となっておりますが、農業用倉庫が立っております。その他については全て耕作地となっております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>13番をお願い致します。</p>
委員	<p>場所は〇〇に向かう農免道路の交差点から 20m程の所です。譲渡人は、農業をしていないので、譲受人に譲ることになりました。申請地の地目は田ですが、譲受人は果樹を植えるということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号8番、広見866番5、地目・面積は畑・264㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で第1種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われま。</p> <p>以上1件でございます。申請につきましては担当推進委員さんより調査書も提出頂いております。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。8番お願い致します。</p>

委員	<p>譲渡人と譲受人は親戚にあたるようです。場所は広域農道に上がる所で、航空写真を見てもらったら分かるように、家が3軒ほどたっているちょうど隣で、今は草が少し生えていますが、日当たりも良くいい場所です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号50番は再設定で、御荘長月946番外4筆、地目・面積は田・2,704㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号51番は再設定で、緑甲71番1外11筆、地目・面積は田・1,577㎡、畑・3,157㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号52番は再設定で、上大道1155番、地目・面積は田・483㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号53番は新規で、満倉1999番、地目・面積は畑・16,783㎡、賃貸借で生産物は果樹、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号54番は新規で、上大道1389番外3筆、地目・面積は畑・6,475㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は6年でございます。</p> <p>以上いずれの案件におきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご</p>

	意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議

長

河野 仁

議事録署名人

西口 孝

議事録署名人

山口 深